

2024年度 報酬改定対応 口腔機能向上加算 算定セット

<算定マニュアル>

目次

- ◆口腔機能向上加算算定マニュアル…………… 1
- ◆口腔機能向上加算に関する Q&A …………… 13
- ◆厚生労働省資料 …………… 16

こちらをご参考ください。
東京都健康長寿医療センター研究所
「口腔機能向上加算算定導入の手引き」



口腔機能向上加算 算定マニュアル

1. 口腔機能向上加算とは	2
2. 単位数・算定上限回数	2
3. 算定要件のポイント	3
4. 口腔機能向上加算の対象となる人	4
5. 算定の流れとチェックポイント	6
6. 運営指導で指摘されやすいポイント	11

1. 口腔機能向上加算とは

口腔機能向上加算は、利用者のうち、口腔機能の低下している者やそのおそれのある者を対象に、口腔機能向上サービスを行った場合に算定できる加算です。口腔機能の向上は、栄養状態の改善やリハビリ・機能訓練の効果を高めることにつながることから積極的な取り組みが期待されています。算定には、定められた人員の配置、計画作成や口腔機能向上サービスの実施・評価などが必要です。

まずは、算定要件などを確認し、算定の流れをイメージしましょう。

2. 単位数・算定上限回数

通所介護等と通所リハビリテーションでは単位数などが異なります。通所リハビリテーションは、加算(Ⅱ)イ・ロという区分が設定されており、「リハビリテーションマネジメント加算」の算定状況によって口腔機能向上加算の算定できる区分が異なります。

また、要介護1～5と事業対象者・要支援1・2で算定できる回数の上限が定められていることに注意しましょう。

※「通所介護等」には、通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、介護予防通所リハビリテーション、看護小規模多機能型居宅介護を含む

〈通所介護等〉

口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位/回
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位/回

〈通所リハビリテーション〉

口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位/回
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ	155 単位/回
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ	160 単位/回

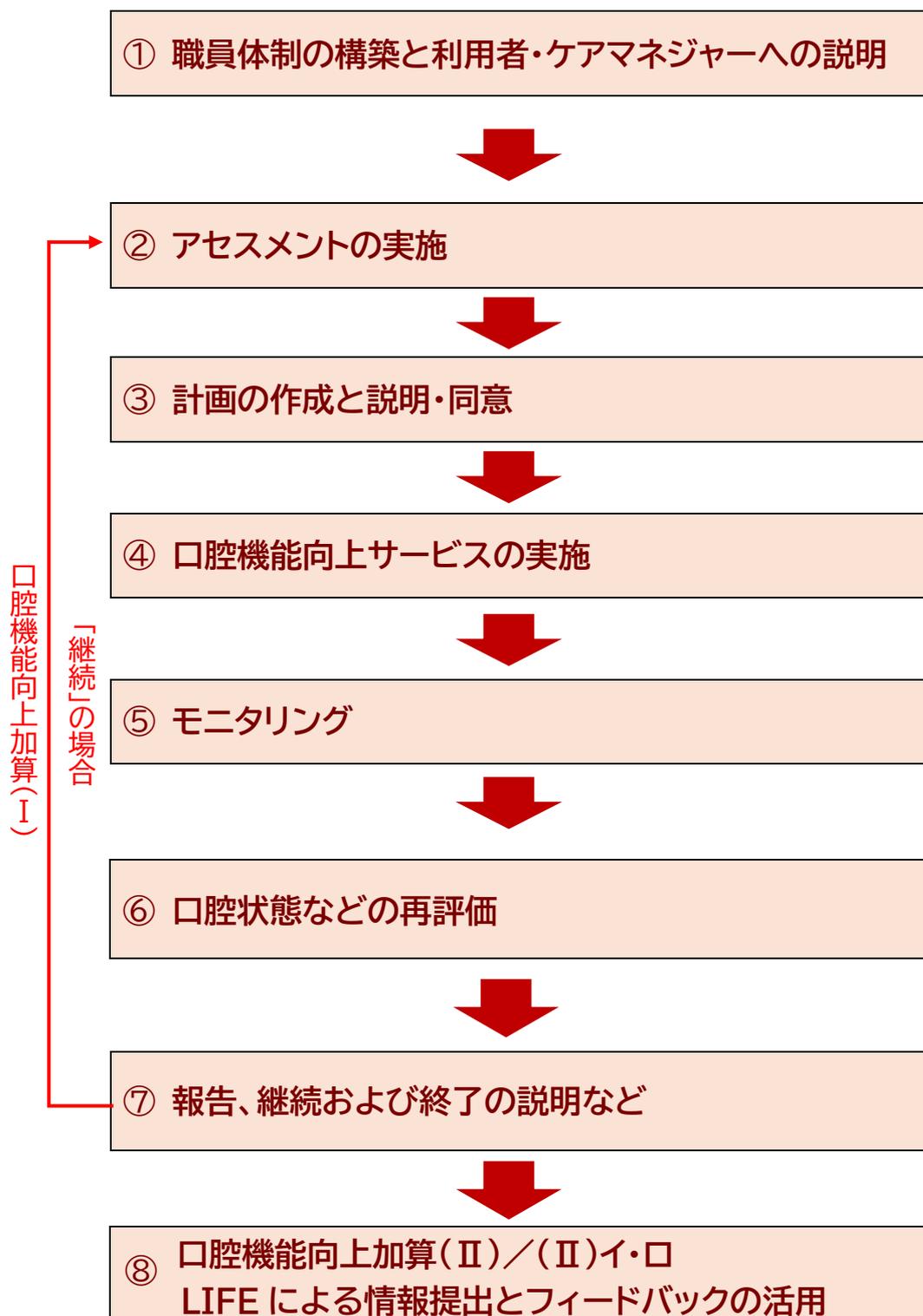
〈算定上限回数〉 ※通所介護等・通所リハビリテーション共通

認定区分	上限回数
要介護1～5	月2回まで
事業対象者・要支援1・2	月1回まで

5. 算定の流れとチェックポイント

(1) 算定の流れ

口腔機能向上加算の算定の基本的な流れは以下の通りです。①～⑧の各項目のポイントは次ページ以降で紹介します。



(2)算定の流れの各チェックポイント

①職員体制の構築と利用者・ケアマネジャーへの説明

看護職等を配置し、あらかじめ口腔機能向上サービスに関する手順を定めましょう。

口腔機能向上プログラムは、看護職員等が中心となって行いますが、ほかの職種と協働して行う必要もあるため、口腔機能向上サービスの目的などを伝え、実施体制を構築します。利用者・家族、ケアマネジャーには、加算の目的や事業所で取り組むこと、効果などを説明し、取り組みへの理解を得ます。その際、加算について説明するパンフレットなどを渡したり、事業所内に掲示するとよいでしょう(本セット<算定促進ツール・研修資料>の1ページ参照)。



チェックしよう!

算定に必要な職種の配置

- 看護職員等を1名以上配置しているか。
- 口腔機能向上サービスを行う体制を整備しているか。

②アセスメントの実施

口腔機能向上加算のアセスメントでは、以下を実施する必要があります。

以下を満たしているか確認しましょう。



チェックしよう!

アセスメントの実施

- 利用開始時に利用者の口腔機能を把握しているか。
- 看護職員等は利用開始時に、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能などに関する解決すべき課題の確認・把握を行っているか。
※評価用紙の様式例は22ページ参照
- 看護職員等は、口腔衛生、摂食・嚥下機能などに関する解決すべき課題について、ケアマネジャーなどへ情報提供をしているか。